

蒲生野中学校同窓会会則

第1章 名称及び目的

第1条 本会は、京都府船井郡京丹波町立蒲生野中学校同窓会と称する。

第2条 本会は、事務局を蒲生野中学校内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦はかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1、正会員 蒲生野中学校卒業生
- 2、賛助会員 蒲生野中学校現職員
- 3、客 員 蒲生野中学校旧職員並びに本会に縁故のあるもの

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 庶務1名 会計1名 監事2名
理事若干名（必要に応じて）

第6条 本会役員を選任は、次の方法による。

- 1、会長、監事及び理事は総会に於いて正会員より選出する。
- 2、副会長は現職校長とする。
- 3、庶務、会計は現職教頭とする。

第7条 本会役員任期は原則1年とし、再任を妨げない。但し補欠による場合は前任者の残任期間とする。

第4章 役員の仕事

第8条 本会役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3、庶務は本会の記録、運営資料の作成・保管を行う。
- 4、会計は本会の会計事務一切を処理する。
- 5、監事は本会の会計一切を監査する。
- 6、必要に応じて理事は会務の一部を受け持ち、その運営に当たる。

第5章 会 議

第9条 本会に必要な事項については、役員会の承認を必要とする。役員会は必要に応じて会長が招集する。

本会は臨時に総会を開くことができる。総会の決議権は正会員と賛助会員が持つ。

第6章 会 計

第10条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

第11条 本会の会費は、別途定めることとし、入会と同時に納める。

第12条 本会の財産は、会長名義の口座により保管し、本会の目的を達成するためその範囲内で会長の承認を得て使用することができる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 顧 問

第14条 本会に顧問を置くことができる。

第15条 顧問は本会の運営に対し助言を与える。

第8章 会則の変更

第16条 本会会則の変更は、総会に出席した会員の3分の2以上の同意がなければこれを行うことが出来ない。

附 則

本会則は昭和29年1月11日より実施する。

この会則は昭和37年1月1日より実施する。

この会則は昭和43月2日3日より一部改正する。

この会則は令和6年5月18日より実施する。

※ 当面、総会の開催案内と結果報告は学校ホームページにより行う。

※ 本会の会費は、令和6年度より当面500円とする。